

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第2項の規定により、公示する。

令和8年7月24日

小樽港長



小樽港第三区における航泊の禁止について

令和8年8月8日（予備日9日）小樽港第三区において、「第2回小樽高島花火大会」が実施されるため、下記により船舶の航泊を禁止（小樽港長が許可した船舶を除く。）する。

記

1 期 間

令和8年8月8日（土）午後8時00分から当該花火大会が終了するまでの間（同日午後8時40分を予定）

ただし、花火が中止となった場合は、8月9日（日）に延期する。

2 区 域（別図参照）

次の4点を順に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

- イ 小樽港第三区高島地区南防波堤東端（北緯 43-12-47.7 東経 141-00-57.6）
- ロ 小樽港第三区高島北防波堤灯台から真方位 110 度 50m の地点
- ハ 小樽港第三区高島地区南防波堤南端（北緯 43-13-04.0 東経 141-01-6.2）
- ニ 小樽港第三区高島岸壁基部（北緯 43-13-05.0 東経 141-00-51.7）

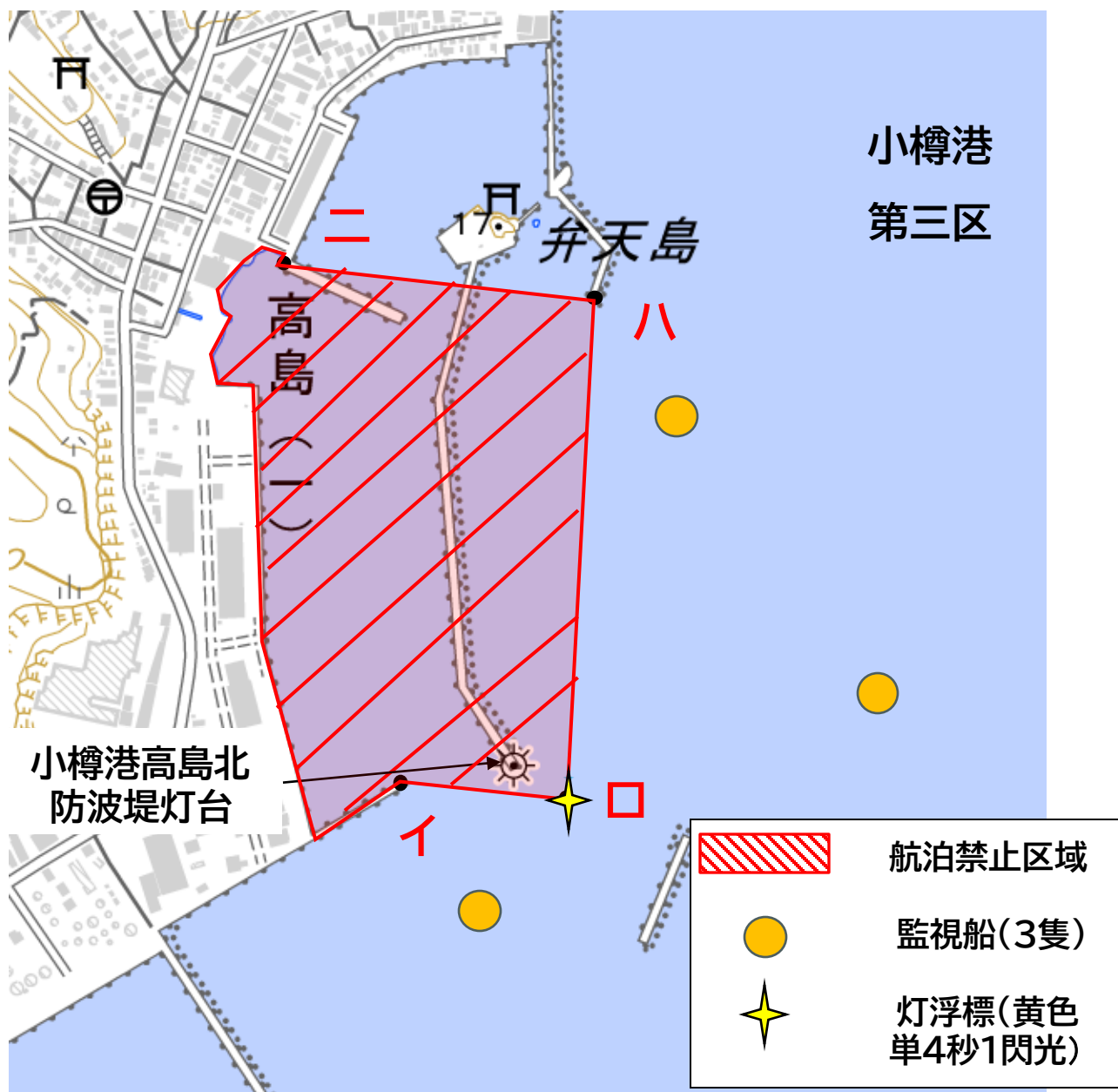
3 標 識

上記ロの地点には、灯浮標（黄色、単4秒に1閃光）が1基設置される。

4 備 考

花火大会実施中、花火大会実行委員会の監視船が3隻配備される。

航泊禁止区域図



区域 次の4点を順に結んだ線及び陸岸に囲まれた海域

イ 小樽港第三区高島地区南防波堤東端(北緯43-12-47.7 東経141-00-57.6)

□ 小樽港高島北防波堤灯台から真方位110度50mの地点

ハ 小樽港第三区高島地区南防波堤南端(北緯43-13-04.0 東経141-01-06.2)

ニ 小樽港第三区高島岸壁基部(北緯43-13-05.0 東経141-00-51.7)

備考 花火大会実施中、花火大会実行委員会の監視船が3隻配備